

# 第11章 ブンタ・デル・エステ憲章

## 前 文

米州諸共和国は、人間の尊厳と政治の自由を尊重し、米州諸国民のために、早急な経済発展およびより一層広範囲な社会正義を達成するため、一致協力して努力する決意をここに宣言する。

約200年前、われわれは、この西半球において、今日全世界の国民を鼓舞する源泉となっている自由獲得のための長い闘争を開始した。今日、古い伝統を有する諸国において多くの人々が、ラテン・アメリカに発生した革命より生まれた希望に刺激されて、自由を求めて闘争している。今や、この革命精神に新しい意義を与える時機が到達した。米州は、歴史上新紀元を劃する段階におかれている。全大陸の男女は、現代の技術によって達成される最も完全な生活を獲得しようと努力している。彼等は、自分自身とその子孫のために、一層榮譽あり、且つより豊かな生活を得ること、即ち文化に接近し、万人のための機会の均等を享受し、且つ、少数のものが大多数のもの必要と尊厳を犠牲にして利益を得ているごとき状態を解消することを決意している。これらの正当な希求を満たすこと、即ち、この西半球およびその他のすべての大陸の貧しく見捨てられた人々に対し、自由な人間の創造力は人間の発展と子孫の発展の原動力であることを示すことは、われわれの避け得ざる義務である。

最終的成功が得られるとの確信は、これら諸国民に対する信頼によるとともに、自由な人間の精神は米州文明の無敵の遺産であるとの信念に基づいている。

これらの諸原則、パン・アメリカン・オペレーションの原則およびボゴタ憲章の原則に鼓舞されて、米州諸国は、ここに次の行動計画を採択し、進歩のための同盟を開始し進行させることを決定した。

## 第1節 進歩のための同盟の諸目的

進歩のための同盟は、ラテン・アメリカ諸国が、自国の必要性と希望に適応した民主的社会において、万人に対する均等な機会を提供しつつ最大限の福祉を得ることができるよう、ラテン・アメリカの加盟国の経済社会開発の促進に協力して努力するために、同諸国の国民および政府のすべての力を統合することを目的とする。

全米州共和国は、ここに、将来10カ年の間に、次の主要目標を達成するために尽力することに同意する。

1. ラテン・アメリカ加盟国において、最も工業化された諸国の所得水準との関係においても、常に所得水準を引上げうるような累積的で十分な所得水準を、できるだけ早急に達成させるような速度で、一人当たり所得の実質的且つ確実な増大を達成し、これによって、ラテン・アメリカの生活水準と先進諸国の生活水準の差を減少させること。同様に、比較的開発の遅れた諸国の発展を一層促進させ、これらの国々に対しては、資金の配分と一般的国際協力の供与につき最大限の優先権を付与することによって、ラテン・アメリカ諸国間の所得水準の差を減少させること。相対的發展度合を評価するにあたっては、平均実質所得水準若しくは一人当たり実質生産の統計数字のみならず、幼児死亡率・文盲率および一人当たり一日のカロリー数が考慮されるものとする。

これらの目標を合理的な期間内に達成するためには、ラテン・アメリカのいずれの国の経済成長率も、一人当たり年間2.5パーセント以下であってはならず、又、各加盟国は、その社会経済進展の段階、その資金保有額および開発のために国内の力を動員しうる能力に応じて、その成長目標を決定しなければならないことが認められる。

2. 国民所得の一層公正な分配によって、経済発展の利益を社会のあらゆる部門に供し、できるだけ速やかに、国民のうち最も困窮した者の所得と生活水準とを向上させるとともに、投資された資金が国民生産のより大きな割合を占めるように努めること。

3. 地域的にも又機能面においても、国家の経済機構の平均した多様化を実現し、

限定された数の第一次産品の輸出および資本財の輸入に依存することが今後益々少なくなるような状態に達するとともに、輸出価格又は輸出に基づく収入の安定化を達成すること。

4. 官民両部門の力と技術を充分に利用するとともに、国内の天然資源を活用して完全失業者又は半失業者に対し生産的かつ報酬の良い職業を供給することにより、経済全般の生産性を増大するために合理的工業化を促進すること。この工業化を実現するにあたっては、資本財生産工業の設立と発展に特に留意すること。

5. 農業の生産性と生産を大幅に増大するとともに、その貯蔵・輸送および分配業務を改善すること。

6. それぞれの国の特色に従い、全面的な農地改革計画を奨励し、大荘園と零細農地制度を公正な所有制度に切り換えるため、必要な場合には、土地の所有と使用の構造と不当な組織を効果的に改革することによって、適時適当なクレジットの補足、技術援助および産品の市場取引と配布を通じて、土地が、その土地で働く者にとって、その経済的安定性の基礎、その進歩的福祉の基本およびその自由と専断の保障となるようにすること。

7. 西半球の成人の文盲を撲滅し、1970年までに、ラテン・アメリカの学令期にある全児童に対し、最少限6年間の初等教育を保証し、中等、職業、技術および高等教育の機関を近代化し且つ拡大し、基本的応用調査力を増大し、急速に発展する社会が必要とする有能な人材を供給すること。

8. 幼児の寿命を最少限5年間延長し、個人的および集団的衛生を改善することにより、この目的を達成するためには、多くの措置が考えられるが、そのうちでも、来たる10年間に都市人口の70パーセント以上および地方人口の50パーセント以上に対して飲料水および下水を供給すること、5歳未満の者の死亡率を少なくとも現在の比率の半分に減少させること、不具又は死亡に至らしめる原因となる最も重大な伝染病をその重要度に応じて抑制すること、特にマラリアのごとく効果的な防疫方法が知られている疾病を撲滅すること。栄養を改善すること、最少限度の保健の専門家および補助員を養成すること、保健の基本的業務を国家的かつ地方的水準で改善すること。科学調査を強化し、病気の子防および治療に対する知識を完全且つ有効に利用することが必要である。

9. 住居の不足を減少するため、低所得水準の家族のための経済的な住宅の建設を

増進し、不適當若しくは不完全な住宅も前記と同じ種類の住宅に変えて、市町村に対しこれに必要な公共業務を与えること。

10. 常時適切な経済成長率を保持する必要性を考慮し、インフレーション又はデフレーションおよびその結果生ずる社会的窮乏と資金の配分の悪化を避けることによって、安定した価格水準を維持すること。

11. ラテン・アメリカ諸国間の通商を拡大多様化し、これによって同地域の経済成長に貢献するラテン・アメリカ共同市場を創設する希望を最終的に実現するため、経済統合に関する現存の諸協定を強化すること。

12. 経済社会開発のために重要な第一次産品の輸出によって生ずる外貨収入の激しい変動の悪影響を回避するため、共同計画を立て、且つ、ラテン・アメリカの輸出品を国際市場に接近せしめるに必要な措置を採択すること。

## 第2節 経済社会開発

### (1) 開発のための基本的要件

米州諸国は前記の諸目的を達成するため、次の諸条件を必要とすることを認める。

1. 自給自足的成長を達成するため、民主主義の原則に基づき、広範囲且つ良く企画された国内経済社会開発計画を実施すること。

2. 上記の計画は、ボゴタ決議で定められたように、それぞれの国の特殊事情を考慮した上で、自立の原則および国内資源の最大限の利用の原則に基づくべきこと。

3. それらの計画を作成し実施するにあたっては、女性は男性と平等の立場におかれるべきこと。

4. ラテン・アメリカ諸国は国内資本の形成を補い、且つその輸入能力を強化するため、外国からの充分な財政援助を得ること、しかもかかる援助の重要な部分は、償還の期限と条件について柔軟性を有するものであること。国内資源の動員に必要な機構上の改革と措置を含む良好妥当な計画を助成するにあたっては、来たる10年間に諸

外国から最少限 200 億ドルの資本供給がラテン・アメリカ諸国に対して行なわれなければならない、その際比較的未開発の国が優先されねばならないこと。その総額の大部分は、公的資金によって構成されなければならないものとする。

5. 労働・協同組合組織および商業、工業および財政機関を含む公私両面における組織が、国内資源の一層効果的な利用のために強化改善されること、且つ、経済社会進歩の成果を均等に分配せしめるために必要な社会改革を実施すること。

## (2) 国内開発計画

1. ラテン・アメリカ加盟諸国は、この憲章に含まれる原則・目的および要件に一致する国内経済社会開発計画の立案・実施および定期的検討のための組織を設置強化することに同意すること。ラテン・アメリカ加盟諸国は、出来得れば来たる18カ月以内に、長期開発計画を作成しなければならない。これらの計画は、それぞれの国の特有の条件に従って、「付属」に掲げられる諸原則を含むものでなければならない。

2. 国内開発計画は、次の諸事項のために、努力を集結しなければならない。

- (a) 教育と保健の一般的水準を向上することにより、人的資源を改善し、その機会を増大すること。科学と技術に重点を置く技術教育および職業的訓練を完全に、かつ、これを拡大すること。労働の成果に対し適当な報酬を与え、管理者、企業家および俸給生活者の才能を刺激すること。下級の被傭者に対し、より生産的な仕事を与えること。労働関係や、各関係当局、企業者団体および労働団体の間の協議および協力方法につき効果的な組織を確立すること。各地方の科学的調査機関の設置と拡大を促進すること、ならびに、公共行政の基準を高めること。
- (b) (原料の加工措置を含め)、天然資源、特に現在未開発又は未利用の天然資源をより一層広く開発し、かつ、最も効果的に利用すること。
- (c) 農業の基盤を強化し、土地より生ずる利益を、その土地に働く者に益々多く与えること。土着民を有する諸国においては、その土着民をして近代社会の経済・社会および文化の進歩に同化せしめること。

これらの目的を実現するために、次の各種業務、即ち、講習会、融資、技術援助、農業の調査とその機械化、保健と教育、貯蔵と分配、協同組合と農民団体並びに共同開発計画等の業務の設立又は改善の措置をとらなければならない。

- (d) 高額所得および不動産に対する適切公平な課税を含む税制の改革により、且

つ、財務行政の改善措置を厳密に適用することによって、財源を最も効果的・合理的かつ正当な方法で動員し利用すること。開発計画には、開発上の必要性に合致する財政支出、安定した価格の維持、合理的な利率のクレジット供与制度の創設及び個人の貯蓄奨励等のための諸措置が含まれなければならない。

- (e) 二重課税を減少若しくは防止するための協定の締結をも含む適当な手段を通じて、資本を必要とする加盟諸国が資本の増大を達成しうるように外資導入を促進する条件を整備すること。
- (f) 市場の競争力を一層増大するために、分配および販売組織を改善し、独占事業を排除すること。

### (3) 即時かつ短期の行動措置

1. アメリカ合衆国は、ラテン・アメリカの一部の諸国が、その最大の努力にも拘わらず、緊急に財政援助を必要とすることを認めて、現在設定されている又は今後設定される基金より援助を与えるものとする。アメリカ合衆国は、このような援助の申請については早急な行動をとる用意がある。現存の事態に関する申請は、来たる60日間以内に提出されなければならない。

2. ラテン・アメリカ加盟諸国は、(長期開発計画立案のための機関を創設又は強化することの他に) 次の諸点に特に留意して、自国の開発を促進する努力を直ちに倍加しなければならない。

- (a) 既に開発されている計画を完了し、又は、基礎的研究が既に終了している計画を開始し、その融資と実施を促進すること。
- (b) 次のことを目的とする新計画を実施すること。
  - (1) 緊急な経済社会の必要を充たし、大多数の人間に直接利益を与えること。
  - (2) 各国において特に重大な社会問題が存在する未開発又は特に沈滞している地域に努力を集中すること。
  - (3) 非活動状態にある能力又は資源、特に下級労働人口を利用すること。
  - (4) 天然資源を研究評価すること。
- (c) 次の措置をとることにより、長期計画の立案と実施を容易にすること。
  - (1) 教師・技術者および専門家を養成すること。
  - (2) 労働者および農民の指導訓練を促進すること。

(3) 基礎的統計を改善すること。

(4) クレジットと販売に必要な措置を設定すること。

(5) サービスと管理を改善すること。

3. アメリカ合衆国は、できる限り速やかに進歩のための同盟の具体的な成果を達成するため、これらの短期措置を実現することを援助するものとする。前記の措置に関連し、且つ、ケネディ大統領の宣言に基づき、アメリカ合衆国は、同盟の体制内で、短期措置に対する資金援助を含め、1962年3月までの1年間に総額10億ドルを越える援助を与えるものとする。

#### (4) 国別開発計画に対する外国の援助

1. ラテン・アメリカの経済的・社会的開発には、開発顧問グループおよび国際信用機関の構成員を含む、資本輸出国側による多額の公私の追加資金援助を必要とする。ボゴタ決議書に規定される措置およびこの憲章に基づいて定められる新しい措置は、そのような追加援助が与えられ、且つ有効に利用される体制を創設することを目的とする。

2. アメリカ合衆国は、開発計画を立てるに当り、この憲章の原則と目的に一致する自立的措置や経済社会政策を確立する加盟諸国を援助することとする。それらの国の独自の努力を補うため、アメリカ合衆国は、外部より得られることが予想される資金に加えて、この憲章に規定される目的を実現するために適切な性質と規模を有する資金を支出する用意がある。かかる援助は、社会経済の発展を促進するために割当てられるものとし、且つ、各場合に依り、融通性のある条件の補助金又は貸付金の形を取るものとなる。

加盟諸国は、これらの目的達成のための援助を得るため、他の資本輸出諸国および関係機関の支援を要請するものとする。

3. アメリカ合衆国は、次の目的のために一加盟国又は米州機構事務局によって提案される技術援助計画の融資に助力するものとする。

(a) 特定の投資計画を作成し、また計画立案のため国内機関を強化するために専門家を契約すること。(場合によっては、技術専門会社を利用すること。)

(b) 米州機構事務局、ラテン・アメリカ経済委員会および全米開発銀行の間に存在する協力協定に基づき、開発問題・開発計画立案のための国内機関の設置、農地

改革と農村開発、保健、協同組合、住宅、教育と職業訓練、租税とその行政に関する研究調査を実施すること。

(c) 開発およびこれに関連する問題に関する専門家および職員の会合を開催すること。

各国政府又は上記の機関は、必要な場合には、これらの活動の実現のために、国際連合およびその専門機関の協力を要請するものとする。

4. ラテン・アメリカの加盟国は、それぞれの国が程度の差はあるにしても同胞国を援助し技術および財政援助を与える能力を有することを認める。又、同盟国は、この能力は自国の経済が発展するにつれて増大するものであることを認める。従って、加盟国は、それぞれ自国の状態が許す限りにおいて、更に一層同胞諸国を援助する意志を明らかにする。

#### (5) 組織および手続

1. 加盟国の要請に応じて開発計画の作成につき技術援助を与えるため、米州機構、ラテン・アメリカ経済委員会および全米開発銀行は、引続き相互に協力し連絡を密にし、この憲章の実施を促進することに寄与しうる企画専門家グループを持ちうるようになるものとする。なお同様に、加盟国は同じ目的のために、国際連合の専門機関による技術援助の強化についての措置を講ずるものとする。

2. 米州機構事務総長、全米開発銀行総裁およびラテン・アメリカ経済委員会担当の国際連合事務局次長の共同提案により、全米経済社会理事会は、特に経済社会開発の各分野における経験・技術能力および見識の点で優れた9名の専門家を指名する。これらの専門家は、その国籍の如何を問わないが、ラテン・アメリカ人である場合は、地理的に適切に配分されるものとする。同専門家は、全米経済社会理事会に所属するものとするが、その任務の遂行にあたっては完全な自治性を享受し、その他の報酬を受ける職務に従事することはできないものとする。専門家の任命は、3年毎に行なわれ、且つ再任することができる。

3. 各政府は、若し希望があれば、前項に言及される専門家名簿のうち3名以内および同名簿に関係のない同数の専門家により構成される Ad hoc 委員会の審議に付するため、その経済社会開発計画を提出することができる。Ad hoc 委員会を構成する専門家は、関係政府の要請により、且つ、その同意を得て、米州機構事務総長によっ



て任命されるものとする。

4. 委員会は、開発計画を研究し、可能な修正に関し関係政府と意見を交換し、且つ、同政府の同意を得て、全米開発銀行に対し、且つ、計画実現のため外部よりの財政および技術援助を与えることができるその他の政府並びに機関に対し、その結論を報告するものとする。

5. Ad hoc 委員会は、同委員会に提出される開発計画を研究するにあたり、同計画とボゴタ決議およびこの憲章の原則とが矛盾しないことを検討するものとする。このため、「付属」の要点が考慮されるものとする。

6. 米州機構事務局は、その業務を遂行するため、この章の2および3に言及される専門家が必要とする人員を供給するものとする。その人員は、特別にその目的のために契約されることができ、若しくは、米州機構、ラテン・アメリカ経済委員会および全米開発銀行との間に締結されている現行協定に基づき、これらの3機関の常置要員となることのできるものとする。米州機構事務局は、臨時に必要な人員を供給するため、国際連合事務局、その専門機関および米州機構の専門機関と取極めを行なうことのできるものとする。

7. 自国の開発計画が外部よりの融資を必要とすることについて Ad hoc 委員会側が勧告を行なった政府はその融資をうるために米州開発銀行が必要な交渉を行なうように当該計画を同銀行の審議に付すことのできるものとする。この交渉のうちには計画に対し適当な期限内で継続的・組織的融資を行なう用意がある金融機関及び政府のコンソーシアムの結成をも含むものとする。しかしながら、政府は、必要な資金の全額又は一部を得るため、その経路の如何を問わず、あらゆる融資源に依存する完全な自由を有するものとする。

Ad hoc 委員会は、各政府が自国の国内開発計画におけるその目標、優先権および改革を実施する権利に干渉しないものとする。

Ad hoc 委員会の勧告は、これら計画に対しての予想される外部からの融資となる進歩のための同盟に基づく公共資金の分配を決定するに当って極めて重要なものとなるであろう。これらの勧告は、第一節の1. に明記されたことを特に考慮するものとする。

同様に加盟国政府は、これらの勧告が又、同じ目的のために、全米信用機関、その他の国際信用機関および資本の潜在的供給者であるその他の友好諸国が行なう決定に

際し極めて重要な要因とし受け入れられるよう取計らうものとする。

8. 全米経済社会理事会は、毎年、開発計画の作成および国内実施状況並びに国際融資の面において達成された進捗状況を検討するものとする。

### 国内開発計画の諸要素（付属）

1. 計画期間中に、工業生産力、農業生産力、鉱業生産力、運輸能力、エネルギーおよび通信能力の増加ならびに住宅・教育および保健に関する進歩を含む都市農村両地区の生活条件の改善を達成するための併立しうる目標を確立すること。

2. 特定の措置および主要計画を含め、目標達成のための優先順位の指定並びに方法の説明。具体的な開発計画は、その社会生産性に対する貢献の度合を含め、その経費と齎す利益との関係の点から正当な理由付けがなされなければならない。

3. 公共部門の仕事を実施するため、且つ、開発計画に寄与する民間の活動を奨励するために採択される諸措置。

4. 計画期間中における主要計画および総合開発計画全体のために年々必要とされる国内および外国通貨換算の概算経費。

5. 計画実施のために利用できると認められる国内の公的私的資金。

6. 計画が国際収支に与える間接的および直接的影響、並びに計画実施のために必要と認められる外部よりの公的私的両面の融資。

7. 通貨安定体制内で計画を実現するために採択されるべき財政金融政策の基本的方針。

8. 計画を実施し、計画を事情の変化に適応し、且つ、実現された進歩を評価するために利用される行政機構。（その地方政府、自治的機関および労働組合、協同組合商業、工業関係機関のような民間団体との関係をも含む）。

### 第3節 ラテン・アメリカの経済統合

米州諸国は、大陸の経済開発の進展を促進するに必要欠くべからざる条件として、且つ、各地域の住民のための最大の社会的利益を得ることを容易にする工業の補充と専門化によって最大の生産を得るための適切な措置として、現在のラテン・アメリカの国内市場を拡大することが必要であることを認める。

従って、米州諸国は、次のことを認める。

1. モンテ・ビデオ条約（その融通性およびラテン・アメリカのすべての国の加盟のために開放されていることにより）および中央アメリカ経済統合一般協定は、ラテン・アメリカ経済委員会第9回会議の決議第11(Ⅱ)に明記されているとおり、上記の目的の実現のための有効な条約である。
2. 統合の過程は、貿易の自由化計画による市場の拡大の結果生ずる専門化によって、又、モンテ・ビデオ条約に規定される経済地域内における補足的生産に対する協定のごとき手段を利用することによって強化促進され得る。
3. あらゆる国の経済の調和的且つ相互補足的伸張を保証するため、統合を行うに当っては、必要な融通性をもって、比較的経済開発の遅れている諸国の状態を観察し、且つ、それらの国に特別、正当且つ均等の待遇を与えるようにしなければならない。
4. ラテン・アメリカにおける経済統合を促進するためには、ラテン・アメリカ自由貿易連合と中央アメリカ経済統合一般協定との間の、且つ、これらの機関の一つとその他のラテン・アメリカ諸国との間の適切な関係を樹立することが望ましいこれらの取極めは、これらの機関によって定められる範囲内において設定されなければならない。
5. ラテン・アメリカ諸国は、特に大陸外部の諸国および経済グループの制限的且つ差別待遇的政策の結果として生ずる世界市場における自国の外国貿易の不利な状態に対処するため、その行動を調整しなければならない。
6. 進歩のための同盟計画に基く資金の申請にあたっては、統合の進行をあらゆる点で強化することに寄与する多数国の計画に対する投資および工業生産に欠くべから

ざる融資並びにラテン・アメリカにおける通商の一層の拡大に特別の配慮が与えられなければならない。

7. 比較的低開発の諸国がラテン・アメリカ多数国間経済協力計画に参加することを助け、且つラテン・アメリカ統合過程の調和的且つ平均した発展を促進するため、進歩のための同盟が供給する融資の枠内で、これらの国の必要に対し且つ特に基礎的計画およびそれらの国における新生産方針確立の促進に特別の配慮が払われねばならない。

8. 経済統合推進の過程においては各種の経済活動分野において追加投資の必要が生ずるが、進歩のための同盟の資金は、これらの必要並びに国内開発計画の経費として予定されたものために支出されるべきものとする。

9. ラテン・アメリカ諸国のグループが経済統合の融資機関を有する場合、前項に言及した融資は、優先的にそれらの融資機関を通じて実施されなければならない。且つ、現存する地域統合の諸機関の目的を実現するための地域的融資に関しては、これらの目的のために付与され得る域外からの資金援助に道を開くために、全米開発銀行の協力を求めるものとする。

10. ラテン・アメリカ統合のための資金獲得政策を実現するための方法の一つは、経済統合組織の加盟諸国に発生する一時的な国際収支上の問題を解決するための手段を提出するよう国際通貨基金およびその他の財政源に対し交渉することである。

11. 運輸および通信組織の発達と調整は、統合の進行を速める効果的な方法であり、運賃と関税に関する不当な慣例を阻止するため、ラテン・アメリカ多数国間の運輸および通信事業の設置を奨励し、若しくは、その他の適切な解決を見出すことは適切である。

12. 経済の統合および相互補充のためには、国内の諸計画の適切な調整を行ない、又は地域に存在する統合機関を通じて各種経済の総合的企画を行ない、且つ各地域的地域間の成長度の不均衡において、特に比較的低開発国の場合を漸次除去するため投資政策を推進するよう努力しなければならない。

13. ラテン・アメリカの国内事業が外国の事業に対して競争上対等の立場で振舞えるように、これらの国内事業の発展を促進することが必要である。

14. 今後の経済の統合と開発のためには、民間部門の活発な参加が絶対的に必要であり、且つ、自由企業の制度が存在しない諸国は別として、権限のある国内公共機関

が樹てる開発計画は、民間部門の参加を妨げることなく、その参加を促進し容易にすることができ、これによって民間部門にも社会的利益に貢献する道を開くことになる。

15. 米州大陸における植民地が独立国となるに従って、それらの独立国がラテン・アメリカの経済統合計画に参加するよう勧める。

## 第4節 基礎的輸出産品

米州諸国は、ラテン・アメリカの経済開発はその貿易の拡大、それと同時に生ずる輸出による外貨収入の増加、現在なお主として原料の輸出に依存している諸国の収入の周期的且つ季節的変動の減少およびその交易条件の永続的悪化の是正を必要とすることを認める。

米州諸国は、上記の点に鑑み、本篇に掲げられる措置がとられなければならないことに同意する。

### (1) 国内的措置

第一次産品の貿易に影響を及ぼす国内措置は、次の目的のために、適用されなければならない。

1. これらの産品の貿易の拡大に対する不当な障害を除去すること
2. 市場の不安定性を除去すること
3. 安定化のための国際的計画を樹立し、機構の能率を改善すること
4. 現在の市場を拡大し、且つ、急速な開発と両立する速度でその貿易地域を拡張すること

従って、

- a 輸入国は、原産国における最高度の加工産品を含め、第一次産品の消費および輸入に対する一切の制限と差別待遇をできる限り短期間に削減し、且つ、でき得れば、撤廃しなければならないものとする。但しこれらの制限が、経済機構の多角化を行なう目的で、低開発諸国の経済発展を促進するため若しくは国内の基本

的準備を確保するため暫定的に設けられる場合は、この限りでない。輸入国は、又、適切な規定によって、生産国も同意しうる第一次製品の安定化計画を支持する用意がなければならない。

- b 工業国は、低開発諸国の経済開発を促進する必要性に特別に留意しなければならない。工業国は、従って、その国際的義務と両立し、且つ、低開発国にその市場を急速に拡大せしめる利益を与える条件を作り出すために最大限の努力を尽さなければならない。
- c 生産加盟国は、世界市場に対する影響および安定化のため国際的計画と機構の能率を助成し且つ改善する必要を考慮して、その生産および輸出の計画を樹立しなければならない。同様に、生産国は、米州内の低開発国において一層有利な条件で得ることができ且つ同低開発諸国においては重要な職業源を意味する製品の不経済な生産の増加を回避するため努力するものとする。
- d 加盟国は、自国の経済にとって最重要な基礎的第一次製品の新たな利用方法と副産物を見出すための技術調査を行なうため必要なあらゆる措置を採用するものとする。
- e 加盟国は、基礎的製品の市場における不安定性の原因となっており、且つ価格および収入の過度の変動を生じさせる輸出助成金およびその他の措置を適当な期間内に削減し、且つ、出来得れば、撤廃するよう努めなければならない。

## (2) 国際協力のための措置

- 1. 加盟諸国は、次のために、対等の、且つ、出来得れば共同の努力をしなければならないものとする。
  - a 出来るだけ短期間に、基礎的物質の生産に関する不当な保護を除去すること
  - b 基礎的輸入製品の消費を阻止する課税を撤廃し、且つ、過度の国内価格を引下げること
  - c ラテン・アメリカの第一次製品の世界的消費や国際市場、特に、西ヨーロッパにおける経済統合の過程にある諸国の市場ならびに集中的な計画経済の諸国の市場に対するラテン・アメリカの第一次製品の輸出を制限する特惠的協定その他の措置を撤廃させるために努力すること
  - d その市場取引政策が基礎的製品の市場における安定性に有害な影響を与えない

ように必要な協議機関を設けること

2. 工業国は、低開発諸国に対して、その第一次産品が経済的な最高度の加工を経て輸出されるよう最大限の協力を供与しなければならない。

3. 加盟国は、国際融資機関における自国の代表を通じて、これらの機関が、輸出のための生産促進に対するクレジットを考慮するに際して、それらのクレジットが世界市場における過剰産品に与える影響を考慮するよう示唆するものとする。

4. 加盟国は、国際生産品研究グループおよび国際連合の第一次産品国際通商委員会が現在行なっている努力を支持しなければならない。この意味において市場の不安定性を減少するための国内および国際的措置を講ずることは、生産国および消費国の連帯の責任であることを考慮しなければならない。

5. 基礎的産品の輸出の量および価格の変動を適切且つ効果的に補うために、米州機構事務総長は、各国政府によって指名される専門家グループを招集しなければならないものとし、同グループは、1961年11月30日以前に会合し、1962年3月31日以前に報告書を提出するものとする。

専門家は、次のことを行なわなければならない。

- a この会議中に生ずる補正的融資に関する問題を考慮すること。
- b 全米経済社会理事会特別会議に対する専門家グループの報告に含まれる輸出収入安定化の国際基金を設ける提議、並びにその他これに代わるべき提案を分析すること。
- c 融資補償機関創設の計画案を準備すること。この計画は、各加盟国政府間に回覧されなければならないものとし、その個々の意見は、次の第一次産品国際通商委員会の会合に十分先立って取り纏められなければならない。

6. 加盟国は、国際商品協定を改善・強化する努力を支持し、かかる商品に影響を及ぼす特定問題の解決に協力する準備を行なわねばならない。

同様に、加盟国は生産者および消費者の経済的利益が等しく擁護されるよう、上記の産品の市場に与える影響を短期および長期の問題を適切に解決する措置をとるべく努力しなければならない。

7. 加盟国は、西半球の第一次産品が世界のその他の地域においても又生産され、且つ消費されていることを考慮に入れて、安定化計画を立案するにあたり他の生産国および消費国の協力を求めるものとする。

8. 加盟国は、滞貨および余剰品の売却はこの最初の部分で述べられた目的を達成するための資金源となり得ることを認める。但し、この場合、財源の発生に伴い、その受入国における必需製品の消費が同時に増大しなければならない。この滞貨と余剰品の売却処分は、次の目的をもって、秩序ある方法で行なわれなければならない。

a 加盟諸国における現在の商業市場を攪乱することを避けること。

b 同諸国の産品の他の市場への販売を拡大することを奨励すること。

しかしながら、次のことが認められる。

a 余剰品の売却処分は、他の諸国によって伝統的に実施されている同種類の産品の商業販売に取って代わることがあってはならないこと。

b このような売却処分は、大規模な資金的・技術的援助計画に代替することはできないこと。

以上の証拠として、この憲章は、ウルグァイ国、プンタ・デル・エステにて、1961年8月17日に署名された。



## 第12章 各省の技術協力関係予算

### 1. 外務省

(単位 千円)

項 目	37年度	38年度
1. 海外経済技術協力費	1,359,037	1,533,955
(1) 経済協力事務費	5,130	5,130
(2) コロンボ計画等技術協力委託費	580,570	636,615
(3) 国際協力事業費	134,970	145,000
(イ) メコン河開発事業調査委託費	64,147	64,177
(ロ) 投資前基礎調査費	70,823	80,823
(4) 海外技術協力センター事業実施費	354,197	432,540
(5) 海外技術協力事業団経費	284,170	314,670
(イ) 海外技術協力事業団交付金	84,170	214,670
(ロ) 海外技術協力事業団出資金	200,000	100,000
2. 国際分担金其の他諸費	30,696	49,626
3. DAC並びにコロンボ計画協議委員会等会議費	6,732	11,122
合 計	1,396,465	1,594,703

(注1) 1の(2)コロンボ計画等技術協力委託費は、コロンボ計画、中近東アフリカ計画、ラテン・アメリカ計画、原子力計画、日米合同第三国計画、国連計画政府要請に基づく研修員受入、および専門家派遣に必要な経費である。

(注2) 1の(4)海外技術協力センター事業実施費は、センターの設置、要員派遣等に必要な経費である。

(注3) 1の(5)の(イ)海外技術協力事業団交付金は事業団一般管理に必要な経費である。

(注4) 1の(5)の(ロ)海外技術協力事業団出資金は中央センター設立に必要な経費である。

(注5) 2の国際分担金其の他諸費は、CPの分担金、APO分担金、拠出金、OECD開発センター分担金等である。

## 2. 通 産 省

(単位 千円)

項 目	37 年 度	38 年 度
1. アジア経済研究所の事業運営に必要な経費	373,352	321,806
(1) アジア経済研究所事業費補助金	273,352	321,806
(2) アジア経済研究所出資金	100,000	0
2. 国際経済協力に必要な経費	424,608	567,062
(1) 海外技術センター事業委託費	51,600	61,860
(2) 技術者等海外進出促進事業委託費	34,367	35,876
(3) 海外開発計画調査委託費	55,000	65,000
(4) アジア生産性向上事業委託費	15,712	22,993
(5) 海外技術者受入研修事業費補助金	157,652	255,749
(6) 国立試験研究機関海外技術研修生指導費	6,461	5,622
(7) 海外中小企業技術協力費補助金	20,000	25,000
(8) 海外投資等調査費補助金	45,000	45,000
(9) 一次産品買付促進費補助金	36,545	47,753
(10) 経済協力事務促進処理費	2,271	2,209
合 計	797,960	888,868

(注1) 2の(1)海外技術センター事業委託費は、インド西ベンガル工業技術訓練センターの運営で日本機械工業会に委託している。

(注2) 2の(2)技術者等海外進出促進事業委託費は、商工会議所に委託して、海外進出希望技術者、企業の登録、斡旋を行う。

(注3) 2の(3)海外開発計画調査委託費は海外技術協力事業団に委託されている。

(注4) 2の(4)アジア生産性向上事業委託費は、視察団受入等のアジア生産性機構に係る事業の実施を日本生産性本部に委託する経費である。

(注5) 2の(5)海外技術者受入研修事業補助金は、海外技術者研修協会に対する補助金である。

(注6) 2の(7)海外中小企業技術協力費補助金はプラント協会等が行なうコンサルティングに対する補助金である。

(注7) 2の(8)海外投資等調査費補助金、(9)一次産品買付促進費補助金は工業協会等経済協力団体に対しての補助金である。

### 3. 農 林 省

(単位 千円)

項 目	37 年 度	38 年 度
1. 海外農林水産業技術協力費	7,419	19,240
(1) 連絡調整費	176	176
(2) 海外農林水産業研修者受入費	1,531	13,352
(イ) 海外研修者受入整備費	330	333
(ロ) 海外研修者受入施設維持管理費	465	493
(ハ) 海外研修者研修実施費	736	736
(ニ) 海外研修者受入施設費	0	1,790
(ホ) アジア農業協同組合振興機関研修施設費	0	10,000

(注) 海外農林水産業技術協力費は海外研修員受入に必要な一般管理、事務員及びアジア農業協同組合振興機関の研修員受入れ施設費等である。

### 4. 厚 生 省

(単位 千円)

項 目	37 年 度	38 年 度
東南アジア諸国等医療技術者研修委託費	0	1,530

(注) 海外研修員受入に必要な諸経費(結核予防協会等に委託)

### 5. 建 設 省

(単位 千円)

項 目	37 年 度	38 年 度
国際地震工学援助計画負担金	21,467	3,535

(注) 「国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する日本国政府と特別基金との間の暫定協定」にもとづく負担金である。実際には、特別基金の援助を得て国際地震工学研修所を設置し、負担金は研修員受入経費にあてられている。

### 6. 法 務 省

(単位 千円)

項 目	37 年 度	38 年 度
国連犯罪防止アジア地域研修の協力に必要な経費	26,454	27,516

(注) 国連通常技術援助計画によってわが国に設置された犯罪防止研修所において、国連犯罪防止アジア地域研修に必要な経費等である。

## 7. 科学技術庁

(単位 千円)

項	目	37年度	38年度
東南アジア原子力研究生受入費		0	1,142

## 8. 文 部 省

(単位 千円)

事 項	37年度			38年度		
	文部本省	国立学校	計	文部本省	国立学校	計
1. 外国人留学生等に必要 な経費	110,909	19,512	130,421	116,218	46,052	162,335
2. 海外教育協力調査	0	0	0	2,000	0	2,000
3. 外国人留学生のための辞 典編集	0	0	0	2,023	0	2,023
4. 留学生課程等寄宿舎	0	38,932	38,932	—	—	—
5. 日本国際教育協会補助会	21,617	0	21,617	27,174	0	27,174
合 計	132,526	58,444	190,970	147,415	46,052	193,532

(注1) 1の外国人留学生等に必要経費は、外国人留学生招致、外国人留学生教育費、外国人留学生問題協議会、諸外国との留学生及び人物交換に必要な経費である。

(注2) 5の日本国際教育協会補助金は、財団法人日本国際教育協会の行なり事業(下宿料補助、医療費補助等)に対する補助金である。

## 技術協力年報(1963)

---

昭和39年3月20日発行

定価 600円

編集 海外技術協力事業団

発行人 渡 辺 文 平

発行所 アジャサービス株式会社

東京都新宿区市ケ谷本村町42番地

経済協力センタービル

電話 (362) 4 2 7 1

印刷所 文唱堂印刷株式会社

東京都千代田区神田佐久間町3-37

電話 (851) 0 1 1 1 ~ 5

---

